

**(仮称)大磯町リサイクルセンター整備及び運営事業
募集要項(第1部)のうち資格審査に関する質疑書**

◆ 資格審査関連

No	質問事項	頁	公募説明書の対応部分 (資格審査に係る様式集への質疑の場合は様式番号)					質問内容	回答
			章 (号)	節	項	目	細目		
1	地元企業の定義について							「地元企業」とは本町管内に本店、本社支社及び営業所を有している企業と定義されていますが、広域の範囲である平塚市、二宮町の企業についても地元企業として認めていただけるのでしょうか。	もともと狭義の意味での「地元企業」は本町管内に本店、本社、支店及び営業所を有する企業を指しますが、その定義で満たせる企業がない場合には、平塚市及び二宮町に本店、本社、支店及び営業所を有する企業を含めることとします。これについては、非価格要素審査の中で、地元貢献の度合いの観点で評価されます。
2	協力会社の資格要件について	8	6					協力会社についても、役割を担当する企業として各役割に示す要件を満たしていることが必須でしょうか。	設計・施工を行う企業、プラントを納入する企業、運転を行う企業及び維持管理を行う企業については、役割を担当する企業が少なくとも1社要件を満たしていれば問題ありません。運転を行う企業については、協力会社であっても、全ての企業が資格要件を満たしている必要があります。
3	参加資格要件について	9	6	1		(5)		「運転を行う企業は、設計・施工を行う企業としても参画すること。」とありますが、一般的には設計・施工を行うにあたり、建設業法上の許可が必要かと存じます。仮に、実績が豊富な運転を行う専門会社が建設業の許可を有していない場合には、本事業に参画できないと考えてよろしいでしょうか。	運転を行う企業の設計・施工への参画は、①設計・施工JVへの参加 ②設計・施工JVには参加せず設計段階から意見を反映させる体制の構築 のいずれかの方法で担保されることを求めます。②の場合には、本質疑回答の添付として公表する誓約書を参加資格申請時に添付してください。
4	運転を行う企業について	9	6	1		(5)		「運転を行う企業は、設計・施工を行う企業としても参画すること」とありますが、設計施工を行う企業と共同企業体(JV)を構成することが必須でしょうか。または、共同企業体(JV)には参加せず、設計段階から意見を反映できる体制を構築することで参画することとなるのでしょうか。上記以外に参画することの条件を満たす方法がありましたらご教示願います。また、この参画については、協力会社についても適用となるのでしょうか。	No.3を参照ください。
5	応募者の構成について	9	6	1		(5)		「(5) 運転を行う企業は、設計・施工を行う企業としても参画すること。」との記載がありますが、参画することの定義をご教示下さい。	No.3を参照ください。
6	本施設の設計・施工を行う企業	10	6	2	2	(1)		『清掃施設工事で「同種」の営業種目に登録がなされていること』とありますが、「同種」の営業種目とは何をさすのでしょうか。清掃施設工事に登録していれば、問題ないものと考えてよろしいでしょうか。	清掃施設工事に登録があれば問題ありません。
7	運搬を行う企業	12	6	2	6	(2)		「資源化物を運搬するために必要な廃棄物処理法上の許可を有しており・・・」とございますが、具体的に必要な許可の名称をご教示願います。	「平塚市、大磯町及び二宮町の一般廃棄物の運搬許可を有している」又は「平塚市、大磯町及び二宮町から一般廃棄物の運搬業務を受託した実績がある」ことを要件とします。「平塚市、大磯町及び二宮町から一般廃棄物の運搬業務を受託した実績がある」という実績については、契約書等の証明書類を添付してください。
8	運転等の実績について	12	7	2		(6) (7)		運転及び維持管理を行う企業の実績として、自社所有の一般廃棄物処理施設の実績についても該当すると考えてよいでしょうか。	該当します。
9	運転等の実績について	12	7	2		(6) (7)		運転及び維持管理を行う企業の実績として、DBO事業等のSPC構成企業としての参画についても該当すると考えてよいでしょうか。	SPCへの出資割合が50%を超えている場合には、当該SPCの実績を自社の実績としてみなしてかまいません。
10	応募者の構成 【役割分担】	13	7	2		(2)		左記項目の役割を規定するに当たり、公募説明書9頁6.1応募者の構成(5)に「運転を行う企業は、設計・施工を行う企業としても参画すること。」とありますが、運転しやすい施設とするための助言をする程度でもよろしいでしょうか。	No.3を参照ください。
11	廃棄物処理法上の許可について	13	7	2		(8)		「運搬を行う企業が廃棄物処理法上の許可を有していること」とありますが、具体的な許可名称をご教示願います。	No.7を参照ください。

No	質問事項	頁	公募説明書の対応部分 (資格審査に係る様式集への質疑の場合は様式番号)					質問内容	回答
			章 (号)	節	項	目	細目		
12	限度額	19	12					限度額につきまして、消費税及び地方消費税の額が含まれておりますが、税抜価格は8%を除いた金額と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
13	契約の締結	20	13	4				契約の締結には、基本協定書の締結は含まないと考えてよろしいのでしょうか？	特定事業契約には基本協定は含まれません。基本協定は、見積合わせ実施後に速やかに締結します。
14	契約の締結	20	13	4	2			工事請負の契約締結時期は、平成28年3月末と考えるとよろしいでしょうか？	平成28年3月定例会での議決を持って契約締結となる予定です。
15	様式第4号							代表企業の財務的信用力を証明する書類について、格付け機関による格付けを取得していない場合、添付書類は財務諸表のみでよろしいでしょうか。	格付けを取得していない場合には財務諸表のみで結構です。
16	様式第4号							本施設の設計・施工を行う企業、本施設にプラントを納入する企業、本施設の運転を行う企業、本施設の維持管理を行う企業、運搬を行う企業以外を協力会社及び構成企業とする際には、様式4号に項目を追記する必要がありますでしょうか。 ※ 資源化業者、建築工事の一次下請け等	応募者のコンソーシアムに含まれる企業のうち、資格要件を設定している企業以外の記載の要否は応募者の判断に委ねます。資格要件を設定している企業以外を記載する場合には、その企業が果たす役割と、構成企業/協力会社の区別等を、資格要件を設定している企業の記載欄を参照して記入してください。 例：【資源化を行う企業】 【建設工事の一次下請け】
17	様式第5号							様式4号に記載しない協力会社・構成企業（No. 16の質疑回答による）は、委任状にのみ企業名称が記載されると考えてよろしいでしょうか。	様式第4号に記載した企業については、全て委任状に記載してください。
18	様式第6号	※6						当該業務を受託していることを証明する書類（契約書の写し）とありますが、コリンズによる実績証明でも宜しいでしょうか。	結構です。
19	様式第7号、8号、9号	※1						施設等の概要について判断できる資料は各施設のカatalogでよろしいでしょうか。	結構です。
20	様式第7号	※1						上記の納入実績を有していることを証明する書類等は契約書の写し、もしくはコリンズによる実績証明でよろしいでしょうか。	結構です。
21	様式第8号、9号	※1						上記の運転および維持管理実績を有していることを証明する書類等は契約書の写しでよろしいでしょうか。	結構です。